

東秩父村移住定住促進補助制度

村では、空き家を有効活用し定住促進を図るため、空き家バンクの登録促進や物件の改修、除却（解体）を行う者に対して、下記のとおり補助金等を交付します。

空き家バンク登録奨励金



空き家バンクへの登録を促進するため、登録を行った所有者に対し、奨励金を交付します。

【対象者】 空き家バンクに登録した方
【補助額】 10万円（定額）

空き家除却補助金



不要な空き家を解体する場合、解体費用等に対して補助を行います。

【対象者】 村内の空き家を除却しようとする者。
ただし、空き家バンクへの一定期間の登録が必要です。
【補助額】 対象事業に必要な費用の1/2以内の額
30万円（上限額）
【加算額】 村内業者施工10万円（定額）

空き家リフォーム補助金



取得または賃貸した空き家に対して、リフォームを実施する場合、補助を行います。

【対象者】 村外から村内の空き家を取得及び移住し、リフォーム等を実施する方
【補助額】 対象事業に必要な費用の1/2以内の額
30万円（上限額）
【加算額】 ・村内業者施工10万円（定額）
・空き家バンクに登録された物件10万円（定額）

空き家子育て活用促進奨励金



空き家の利用促進と子育て世代を応援するため、奨励金を交付します。

【対象者】 村内の空き家を利用し移住した際に中学生以下のお子さんがある世帯主
【補助額】 20万円（定額）

※対象となる方や補助金額等については以下のとおりですが、詳細な情報や条件のほか、空き家についてお困りのことがあればお気軽にお問い合わせください。